平成２２年（フ）第６３号
佐賀県唐津市相知町町切709番地
債務者　石盛　俊輝
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６６号
佐賀県唐津市厳木町岩屋1077番地
債務者　小松　英之
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３６３号
熊本市御領３丁目１番18―101号
債務者　平野　圭嗣
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８０号
宮崎市大塚町宮田3012番地９
債務者　山本　英雄
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８４２号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地３棟605号
債務者　堀　　園巳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８８号
名古屋市緑区鳥澄３―1905　コートタウン緑ヶ丘９―１、住民票上の住所名古屋市昭和区曙町１丁目28番地　一力屋呉服店
債務者　岡本百合子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７４号
名古屋市緑区鳥澄３―1905　コートタウン緑ヶ丘９―１、住民票上の住所名古屋市昭和区曙町１丁目28番地　一力屋呉服店
債務者　岡本　善誓
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４１号
名古屋市千種区清明山１丁目６番35号　県営清明山住宅３棟505号
債務者　長野　健司
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６８号
名古屋市港区高木町４丁目30番地の１　ｄｅｓｐａｃｉｏ―203号
債務者　森口　世士
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７号
青森県八戸市江陽５丁目４番21号　カネ宮荘７号
債務者　沼尾　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
青森県八戸市類家１丁目８番38号
債務者　吉田美由紀
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
青森県三戸郡南部町大字福田字町頭３番地３
債務者　藤田　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
青森市沖館４丁目４番１号　キャッスルＭ102号
債務者　相馬　　大
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
青森市松原３丁目１番５号
債務者　大柳　欣輝
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
青森県平川市杉館宮元80番地４
債務者　工藤　　智
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３２９号
静岡県浜松市西区大平台３丁目23番２―302号　県営佐鳴湖西住宅
債務者　伊藤　和廣
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７２０号
名古屋市守山区長栄18番15号　長栄ビル４―Ｆ号
債務者　松本　安子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部